

**長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）
整備事業事業**

対面対話に関する議事録

令和元年8月21日

新潟県長岡市

対話に関する議事録を以下のように公表します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	34	別紙3	1	(3)	売電代行委託料収入	<p>売電代行委託料収入に関し、以下のとおり条件を見直していただけないでしょうか。</p> <p>①計画搬入ごみ量100%、バイオマス比率61.1%、基準ごみ質2,800kcal/kgの前提条件で発電される売電量および売電収入を全量事業者所掌としていただけないでしょうか。</p> <p>②計画搬入ごみ量100%を保証していただけないでしょうか。</p> <p>③バイオマス比率61.1%からの変動について、提案時の事業収支計画からの上振れ分は長岡市様に精算（お返し）いたしますので、下振れ分も同様に精算（お支払い）いただけないでしょうか。</p> <p>④基準ごみ質（低位発熱量）2,800kcal/kgからの変動については、精算いただけないでしょうか。</p>	<p>事業者の収益はサービス購入料C、D、基準売電電力料相当額、インセンティブ売電電力料相当額（事業者収受分）となります。</p> <p>入札時には基準売電電力料相当額及びインセンティブ売電電力料相当額（事業者収受分）を考慮の上でサービス購入料を算定してください。</p> <p>なお、売電単価については、提案時の単価よりも事業者が電力会社と契約した単価が高い場合は単価上昇による売電収入の増加分を市の収入とします。</p> <p>各質問について、以下のとおりです。</p> <p>①ご提案の内容については、不可とし、入札説明書のとおりとします。</p> <p>②ごみ量について、他施設との調整含め、可能な限り配慮します。</p> <p>③入札説明書のとおりとします。</p> <p>④入札説明書のとおりとします。</p>
2	34	別紙3	1	(3)	売電代行委託料収入	<p>サービス購入料の支払いが四半期に1回であることから、売電代行委託料（基準売電電力料＋インセンティブ対象売電電力料）の確定も、月単位ではなく、四半期単位で確定いただけないでしょうか。</p> <p>実際の月毎のごみ処理量については、年間運転計画とは必ずしも合致しないことが想定され、月毎の売電量も年間計画から大幅に変動することも想定されることから、月毎で売電代行委託料を確定する場合は事業者のリスクが高まります。</p> <p>長岡市様の事由によるごみ量の減少の場合でも売電量は減少しますし、事業者側の事由（故障による1炉停止など）による売電量減少も有り得ますが、ごみピットにごみがあればその後の回復運転で売電量は当初計画に回復することも可能です。但し、月をまたぐことはあり得ますので、4半期単位とさせていただきたく、よろしくお願いたします。</p>	<p>(イ) インセンティブ対象売電電力料相当額aは本回答をもって以下の内容に改めます。</p> <p>aインセンティブ対象売電電力料相当額は、 (実売電電力量－基準売電電力量) × 売電単価の方法により算出される売電収入相当額とし、四半期単位で各月の[実売電電力量－基準売電電力量]の合計が0を超過する場合には、当該超過分に売電電力量と売電単価から加重平均により算出される四半期売電単価を乗じた当該インセンティブ対象売電電力料相当額の50%を事業者が収受する。</p>
3	34	別紙3	1	(3)	売電代行委託料収入	<p>第22-2号様式別添⑦注釈に「※基準売電電力量は、3,312,165kWh/年とする。なお、基準売電電力料相当額の算出に用いる単価は、バイオマス分を17円/kWh、非バイオマス分を7.55円/kWhとし、合計で13.32円/kWhとする。」とあります。基準売電電力料相当額は基準売電電力量に事業者の提案単価を乗じたものとさせていただきます。</p>	<p>誤記になります。提案時の基準売電電力料相当額は、基準売電電力量に事業者の提案単価を乗じた金額をご提案ください。</p>
4	34	別紙3	1	(3)	売電代行委託料収入	<p>一般送配電事業者（東北電力）側の帰責事由（出力制御、系統側の事故など）により、売電が出来ず、売電収入が得られなかった場合は、長岡市様より事業者が得ることが出来なかった売電収入を補填していただきたくお願いたします。</p>	<p>不可抗力として判断できるかを含めて、協議とします。</p>
5	34	別紙3	1	(3)	売電代行委託料収入	<p>要求水準書P119に「契約電力及び逆潮流電力の上限は2,000kWとするが、原則として「出入自由」を前提として計画し、これに伴う転送遮断装置及び信号線等の必要な設備を含むものとする。なお、詳細は電力会社との協議を行い決定すること。」と記載されていますので、逆潮流は2,000kWまで可能と理解しておりますが、昨年度の入札公告書類別添資料26中に記載の発電設備や最大受電電力は弊社計画の値よりも小さい値が示されています。</p> <p>電力会社との協議にて、送電線及び変電所に空容量がなく、逆潮流ができない、または計画値以下の量に制限される場合は、長岡市様より事業者が得ることが出来なかった売電収入を補填していただきたくお願いたします。</p>	<p>市は、昨年度の入札公告書類の条件によらず、本入札における事業者の計画に基づき、売電を行って頂く予定です。しかしながら、系統連系に関する東北電力との協議において、ご質問のような電力会社の事由により、逆潮流ができない場合、逆潮流が計画値以下に制限される場合及び逆潮流が経済合理性を欠く場合には、対応策について事業者と協議します。</p>

対話に関する議事録を以下のように公表します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	18	第35条	2項	(1)	工事の一時停止	<p>長岡市様の責めに帰すべき事由により工事が一時停止した場合に事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用について、長岡市様は施設整備費（定義によれば、サービス購入料AとBの合計）を増額するなどにより事業者に対して当該損害、損失又は費用を支払うことになっていますが、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途長岡市様にサービス購入料Aとして一括払いとしていただきたく願います。</p> <p>サービス購入料Bで支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、金利等の金融費用については、原則長岡市様にサービス購入料Aで一括払いとしていただけますようお願いいたします。</p> <p>事業計画書（案）に対する質問への回答(第1回)No. 3, 4, 5, 6, 7, 14も同様です。</p>	事業契約書（案）に記載のとおり、支払いについては、支払い方法も含めて協議によります。
7	38	別紙1	2	(2)	火災保険	<p>第1回質問回答にて、「市は共済に加入する予定ですが、市が共済に加入するか否かを問わず、契約に定める火災保険に加入してください。」とのご回答でしたが、本施設は長岡市様の所有施設であることと、火災保険料は高額のため、入札金額を押し上げる要因となりますので、火災保険の加入は事業者の任意とさせていただきますだけではないでしょうか。</p>	市の共済で対応された場合でも、事業者帰責の火災の場合に共済組合から求償される可能性もあるため、対応できるようにしてください。 なお、契約前に上記のような場合でも問題ない旨再度確認させていただきます。
8	38	第2章	第1節	1(7)	全体計画	<p>施設の要求性能は国土交通省の「官庁施設の基本性能基準」の分類をそれぞれ記載されていますが、耐風圧の分類の技術的事項として「建築基準法の1.15倍の耐風圧」を求められています。弊社の実績では、過去のごみ焼却施設で要求水準として求められた実績がございません。他施設の実績に基づき、建築基準法を満足する以下の分類にて変更していただくようお願いいたします。</p> <p>5)耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ 6)建築非構造部材の耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ 7)建築設備の耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ</p>	要求水準書のとおりとします。
9	38	第2章	第1節	1(7)	全体計画	<p>耐火性能に関する第1回質問回答については、耐火性能分類Ⅳである「建築基準法の関連規定に適合」と理解して宜しいでしょうか。なお、その場合、建築基準法、消防法等の関係官庁と協議した性能基準を満足する仕様を前提とします。</p>	要求水準書のとおりとします。
10	62 148	第3章 第4章	第2節 第2節	2(5)1 2(5)1	プラットフォーム幅員	<p>「幅員 有効20m程度」とありますが、要求水準書に記載されている特記事項を満たした上で、P. 43に記載の搬入出車両の条件及び実績から有効17mを提案してもよろしいでしょうか。幅員有効17mでの運用とした場合の実績及び、計画案は対面対話に提示したとおりです。</p>	ご質問の計画案であれば、要求水準と同等以上と判断できます。ただし、計画案よりも一層の安全性・利便性の確保に努めて頂くことを期待します。
11	64	第3章	第2節	5(5)2	ごみピット容量の算定	<p>弊社実績において、運営上特に支障ないことから、ごみピット容量の算定レベルをプラットフォームレベルに設定してもよろしいでしょうか。算定レベルをプラットフォームレベルにした場合の計画案は対面対話時に示したとおりです。</p>	ご質問の計画案であれば、要求水準と同等以上と判断できます。
12	87	第3章	第4節	14(2)	低圧蒸気復水器	<p>「2分割することを可能とし、1 炉運転の場合等に使用範囲を低減できる計画とする。」とありますが、実績から2分割としなくても回転数制御で低負荷時の対応が可能です。冬季低負荷時での過冷却対策も実施しますので、2分割しない計画としてもよろしいでしょうか。</p>	過冷却対策も実施のうえで、事業者の提案に委ねます。

対話に関する議事録を以下のように公表します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
13	140	第3章	第12節	2	熱利用設備	熱利用設備は場内給湯設備のみとし、停炉時は予備ボイラを使用すること使用可能となるよう計画しておりますが、場内給湯設備は停炉時でも使用可能であることを前提として電気式してもよろしいでしょうか。	場内給湯の熱源については、要求水準書P192の「蒸気式（熱回収施設余熱利用設備からの供給）又は電気式を基本とすること」を正とします。
14					交付金	交付金の要件について、再公告となり前回入札から年度が変わりましたが、前回入札時同様に循環型社会形成推進交付金制度の高効率ごみ発電施設整備マニュアル(平成22年3月改訂版)が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。